

がれきの全国広域化問題

大阪(富山)一岩手の対応と国会答弁から見えてきた現状と課題

2013年6月24日 環境ジャーナリスト 青木泰

「がれきの広域化政策の責任追及と被災地の2次被爆を止めさせる！」

「やらなければならないのは被災者支援法による被災者支援」

1. がれき問題の現状と各地の課題－報告

<受け入れ反対の継続する闘いと弾圧との闘いや訴訟>

- ① 大阪
 - ・大阪市舞洲工場での本格受け入れ(2月1日)と反対活動。
 - ・反弹圧の闘い
 - ・大阪府堺市への環境省の復旧予算流用化
 - ・岩手県災害廃棄物詳細計画 県内処理を減らして、広域化量を確保
- ② 富山
 - ・最終処分場 池多の闘いと告訴と看板破壊攻撃
 - ・高岡の本格受け入れ(4月26日)
 - ・高岡地区広域圏事務組合への復旧予算流用化
 - ・新川広域圏&富山広域圏での受け入れ
- ③ 北九州市 3月31日で終息。民事訴訟の進行
- ④ 静岡 島田市 市長への最終処分場地権者の訴え 桜井市長の落選
- ⑤ 他
 - 1) 指定廃棄物の焼却－鮫川村&バイオマス発電－埴町
 - 2) 被災者支援法による実効性のある被災者支援を

2. 国会質問 要点

- 1) 手を挙げただけで「補助金」－復興資金流用化の実態。
 - ・環境省の復興予算 23年度1次補正から25年度当初予算まで1兆791億円
 - ・15団体120億円、がれき受入れ12億円、受け手れていない10団体108億円
- 2) 堺市の事例①: 受け入れ表明すらしていないところに86億円。<環境大臣> 前政権、震災後の混乱仕方がない。
- 3) 堺市の事例②: 表明も申し込みもしていない。<環境省&環境大臣> 要望書は出している。事実誤認の質問には、答えない。
- 4) 高岡市: がれきを受け入れたのは、高岡市。交付金は、高岡地区広域圏組合。
- 5) 一度受け取ったものは返さなくてよい。
<国会での質疑の問題点>

- 1) 実態がいまだ不明。
 - ① 復興枠での交付金を受け取ったところ—その金額
 - ② 特別交付税については、全体状況報告していない。
- 2) 循環型社会形成推進交付金(復旧・復興枠)の交付方針に照らした時、該当自治体があるのか？
- 3) 自治体が主体になって行う交付金や補助金を、中央官庁が決める可笑しさ。(強制)
- 4) 国会での嘘の答弁。
 - ・堺市には強制していない。—堺市が望んだ。
 - ・高岡広域圏事務組合は今後受け入れて行く予定。稼働 H26年9月でなぜ受け入れ可能か
- 5) 一度受け取ったところは、システム上の問題があるため、返すことができない。

3. 岩手県への情報開示請求と非開示対応。

- ① 全国の広域化必要量は、環境省が発表。
- ② 環境省の発表は、岩手県からの報告。岩手県は業務委託している「応用地質(株)」からの報告。
- ③ 応用地質(株)からの生データと岩手県がまとめた一覧表。開示請求。1月31日。非開示。
- ④ 異議申し立て。岩手県情報開示審議会に諮問。
- ⑤ 県の答弁—経過中の情報だから開示しない。

4. 会計検査院への情報提供内容(別紙)

がれきに託けて取った予算をどう消化してゆくかと言った省益対応であった。

会計検査院法では、調査の結果31条で担当職員の懲戒処分を求めたり、33条で検察への訴えも規定されている。以下情報提供し、問題点と要望を述べる。

4. 質問主意書(別紙)

5. 環境法改悪問題

要点: 都道府県知事が、有害物についての監視権限。放射性物質については、環境省に。

怖れ: 環境省は、汚染廃棄物やがれきの処理、除染事業などを行う事業省。

その一方で環境・公害規制を行う規制省。100ベクレル & 8000ベクレルのダブルスタンダードを放置。